

○周防大島町情報公開条例施行規則

平成16年10月1日

規則第9号

(趣旨)

第1条 この規則は、周防大島町情報公開条例（平成16年周防大島町条例第11号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公開の請求)

第2条 条例第10条の請求書は、公文書公開請求書（様式第1号）によらなければならない。

2 条例第10条第3号の実施機関が定める事項は、公開の方法とする。

(公開の請求に対する決定の通知)

第3条 条例第11条第1項、第3項及び第4項の規定による公文書の公開の請求に対する公開決定等の通知は、公文書公開決定等通知書（様式第2号）により行うものとする。

(決定期間延長の通知)

第4条 条例第11条第2項の規定による公文書の公開の請求に対する決定を延期する場合の通知は、公文書公開決定期間延長通知書（様式第3号）により行うものとする。

(第三者に関する事項が記録されている情報の公開に関する通知)

第5条 条例第11条第5項の規定による第三者の意見を聴く通知は、第三者情報公開通知書（様式第4号）により行うものとする。

2 条例第11条第7項の規定による第三者への公開決定通知は、第三者情報公開決定通知書（様式第5号）により行うものとする。

(公開の実施)

第6条 条例第12条第1項の規定による公文書の公開は、町長が指定する日時及び場所において行う。

2 公文書の閲覧をしようとする者は、当該公文書を閲覧場所以外の場所に持ち出してはいけない。

3 町長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し公文書の閲覧を停止し、又は

禁止することができる。

- (1) 前項の規定に違反した者又は係員の指示に従わない者
- (2) 公文書を汚損し、若しくは破損し、又はこれらの行為をするおそれがあると認められる者
- (3) 他人に迷惑を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められる者
(出資法人が公開する情報)

第7条 条例第18条第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 定款
- (2) 役員名簿
(補助団体が公開する情報)

第8条 条例第19条第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 補助金等を財源とした支出の状況を明らかにする事項
- (2) 補助金等の収入の状況を明らかにする事項
(公開状況の公表)

第9条 条例第21条の規定による公開状況の公表は、次に掲げる事項について、前年度の公開状況を取りまとめ、周防大島町広報への掲載の方法により行うものとする。

- (1) 公開請求の件数
- (2) 公開決定等の状況
- (3) 審査請求の状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、必要な事項

附 則

この規則は、平成16年10月1日から施行する。

附 則（平成28年3月30日規則第11号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際、第1条の規定による改正前の周防大島町情報公開条例施行規則、第2条の規定による改正前の周防大島町個人情報保護条例施行規則、第

3条の規定による改正前の周防大島町空き家等の適正管理に関する条例施行規則、第7条の規定による改正前の周防大島町生活保護法施行細則、第8条の規定による改正前の周防大島町児童手当事務取扱規則、第9条の規定による改正前の周防大島町助産施設及び母子生活支援施設入所の取扱いに関する規則、第10条の規定による改正前の周防大島町老人医療事務取扱細則、第12条の規定による改正前の周防大島町身体障害者福祉法施行細則、第13条の規定による改正前の周防大島町公共下水道受益者分担に関する条例施行規則、第14条の規定による改正前の周防大島町農業集落排水処理施設受益者分担に関する条例施行規則、第15条の規定による改正前の周防大島町漁業集落排水処理施設受益者分担に関する条例施行規則及び第16条の規定による改正前の周防大島町法定外公共物の管理に関する条例施行規則に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和5年3月27日規則第15号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月31日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

年　月　日

公　文　書　公　開　請　求　書

実施機関の長　　様

〒　　一

請求者　住　所(法人等にあっては、事務所又は事業所の所在地)

氏　名(法人等にあっては、名称及び代表者の氏名)

(電話　　一　　一　　)

下記のとおり公文書の公開を受けたいので、周防大島町情報公開条例第10条の規定により請求します。

記

1　公文書の件名又は内容

2　希望する公開の方法(該当を○で囲んでください。)

1　閲覧又は視聴

2　写しの交付

*次の表は記入不要です。

受理年月日	年　月　日	整理番号	
担当課名等	課名	係名	

様式第2号(第3条関係)

第　　号
年　月　日

公文書公開決定等通知書

様

実施機関の長

年　月　日に受理しました公文書の公開の請求につきましては、周防大島町情報公開条例第11条第1項、第3項及び第4項の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

記

1 公文書の件名

2 決定の区分

- (1) 全部公開 (2) 部分公開 (3) 非公開 (4) 存否を明らかにしない

3 公開の日時、場所、公開方法(決定区分1及び2の場合)

- (1) 日 時 年 月 日 時
(2) 場 所
(3) 公開方法

4 決定区分の(2)、(3)及び(4)を決定した理由

5 公開できるようになる時期(決定区分2及び3の場合)

- (1) 以降に再度請求してください。
(2) 現在応じられる予定はありません。

6 審査請求について

決定区分の(2)、(3)及び(4)の決定を受けた場合は、行政不服審査法第18条第1項の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、実施機関の長に対して審査請求することができます。

7 担当課名等

課名 係名 (電話 — —)

様式第3号(第4条関係)

第 号
年 月 日

公文書公開決定期間延長通知書

様

実施機関の長

年 月 日付けで受理しました公文書の公開請求につきましては、周防大島町情報公開条例第11条第2項の規定により、次のとおり決定期間を延長しましたので通知します。

記

1 公文書の件名

2 決定期間の満了日

年 月 日

3 延長後の決定期間満了日

年 月 日

4 決定期間延長の理由

5 担当課名等

課名 係名 (電話 — —)

様式第4号(第5条関係)

第 号
年 月 日

第三者情報公開通知書

様

実施機関の長

周防大島町情報公開条例第5条の規定により、次のとおりあなたに関する事項が記録されている情報について、公開請求がありました。この情報につきまして、同条例第11条第5項の規定により御意見をお聴きしたいので、口頭又は文書により御回答くださいますようお願いいたします。

記

1 公文書の件名

2 公開請求の年月日

年 月 日

3 記録されているあなたに関する事項の内容

4 意見を述べることができる期間

年 月 日から 年 月 日

5 担当課名等

課名 係名 (電話 — —)

様式第5号(第5条関係)

第 号
年 月 日

第三 者 情 報 公 開 決 定 通 知 書

様

実施機関の長

先日あなたに御意見をお聴きしました情報について、次のとおり公開することに決定しましたので、周防大島町情報公開条例第11条第7項の規定により通知します。

記

1 公文書の件名

2 公開請求の年月日

年 月 日

3 記録されているあなたに関する事項の内容

4 公開決定の理由

5 公開を実施する日

年 月 日

6 審査請求について

公開に反対の場合、行政不服審査法第18条第1項の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、実施機関の長に対して審査請求することができます。

なお、上記「公開を実施する日」を過ぎたときは、当該審査請求は却下される場合があります。

7 担当課名等

課名 係名 (電話 — —)